

県民公園太閤山ランド 民間活力導入事業

(Park-PFI 型施設整備)

公募設置等指針

令和 5 年 11 月

富山県土木部都市計画課

目次

第1章 事業の概要.....	1
1. 事業の背景と目的.....	1
(1) 事業の背景.....	1
(2) 事業の目的.....	1
2. 公園の概要.....	1
【太閤山ランドの概要】.....	1
3. 事業範囲、事業の内容等.....	3
(1) 事業範囲.....	3
(2) 公募対象区域.....	3
(3) 事業イメージと費用及び役割分担.....	4
(4) 事業の流れ.....	5
(5) 公募に当たっての各エリアの考え方.....	5
(6) 太閤山ランドに係る主な制限.....	6
第2章 公募対象公園施設等の設置に係る事項.....	7
1. 公募対象公園施設.....	7
(1) 公募対象公園施設の種類.....	7
(2) 公募対象公園施設の建設に関する事項.....	7
(3) 公募対象公園施設の管理運営に関する事項.....	8
(4) 公募対象公園施設の場所.....	8
(5) 設置又は管理の開始の時期.....	8
(6) 公募対象公園施設の使用料の額の最低額.....	8
(7) 事業内容等の変更.....	9
2. 特定公園施設.....	10
(1) 特定公園施設の建設に関する事項.....	10
(2) 特定公園施設等の管理運営について.....	10
3. 都市公園の環境の維持及び向上を図るための清掃その他の措置.....	11
(1) 関係法令の遵守及び利用者の安全性・快適性を考慮した管理運営.....	11
(2) 指定管理者との連携.....	11
4. 利便増進施設.....	11
(1) 利便増進施設の設置に関する事項.....	11
5. 公募設置等計画の認定の有効期間（事業期間）.....	11
第3章 応募資格及び応募手続き等.....	12
1. 公募への参加資格等.....	12
(1) 応募資格.....	12
(2) グループ応募.....	12
(3) 応募条件.....	13
(4) 提供情報.....	13
(5) 事業破綻時の措置.....	13
2. スケジュール.....	14
3. 応募手続き.....	14
(1) 公募設置等指針の公表.....	14
(2) 公募設置等指針等説明会.....	14
(3) 質問及び回答.....	15

(4) 応募登録	15
(5) 応募辞退	15
(6) 公募設置等計画等の受付	16
(7) 事務局	18
4. 受付時間	18
5. 審査方法等	19
(1) 審査の流れ	19
(2) 選定委員会	20
(3) 評価基準	20
(4) 結果通知	21
(5) 選定委員会の委員への接触の禁止等	21
(6) 無効又は失格	22
6. 公募設置等予定者等の決定	22
7. 公募設置等計画の認定	22
8. 認定公募設置等計画の変更	22
9. 契約の締結等	22
(1) 基本協定	22
(2) 公募対象公園施設等の設置管理許可等	22
第4章 その他	24
1. リスク分担に関する事項	24
(1) リスク分担	24
2. 業務の継続が困難になった場合等の措置	25
3. 管理運営状況の報告等	25
4. その他	25

用語の定義

用語	定義
公募設置管理制度 (パーク PFI)	<ul style="list-style-type: none"> 平成 29 年の都市公園法（昭和31年法律第79号。以下、「都市公園法」又は「法」という。）改正により新たに設けられた、飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を、公募により選定する「公募設置管理制度」のこと。 都市公園における民間資金を活用した新たな整備・管理手法として「パーク PFI」と呼称。
公募対象公園施設	<ul style="list-style-type: none"> 都市公園の効用を全うするため設けられるものとして定められている公園施設（法第 2 条第 2 項、都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）第 5 条）のうち、休養施設、遊戯施設、運動施設、教養施設、便益施設と、その他の施設のうち展望台又は集会所で、都市公園の利用者の利便の向上を図る上で特に有効であると認められるもの。 収益施設であって、当該公園施設から生ずる収益を特定公園施設の建設に要する費用に充てることができるものと認められるもの（法第 5 条の 2 第 1 項、都市公園法施行規則（昭和31年建設省令第30号。以下、「都市公園法施行規則」又は「規則」という。）第 3 条の 3）。 <p>例：カフェ、レストラン、売店、屋内遊び場、等</p>
特定公園施設	<ul style="list-style-type: none"> 公園管理者が公募対象公園施設の設置又は管理を行うこととなる者に建設を行わせる園路、広場その他の施設で、当該公募対象公園施設の周辺に設置することが都市公園の利用者の利便の一層の向上に寄与すると認められるもの（法第 5 条の 2 第 2 項第 5 号）。 公募対象公園施設と一体的に整備を行うことにより、当該公園施設の効率的な整備が図られると認められるもの（規則第 3 条の 4）。
利便増進施設	<ul style="list-style-type: none"> 自転車駐車場、地域における催しに関する情報を提供するための看板その他の物件又は施設で、当該公募対象公園施設の周辺に設置することが地域住民の利便の増進に寄与すると認められるもの（法第 5 条の 2 第 2 項第 6 号）。
公募設置等指針	<ul style="list-style-type: none"> パーク PFI の公募に当たり、都市公園法第 5 条の 2 の規定に基づき、地方公共団体が各種募集条件等を定めたもの。
公募設置等計画	<ul style="list-style-type: none"> 都市公園法第 5 条の 3 の規定に基づき、パーク PFI に応募する民間事業者等が公園管理者に提出する計画。
設置等予定者	<ul style="list-style-type: none"> 審査・評価により、最も適切であると認められた公募設置等計画を提出した者。
認定計画提出者	<ul style="list-style-type: none"> 公園管理者が、都市公園法第 5 条の 5 の規定に基づき認定した公募設置等計画を提出した者。

<パーク PFI のイメージ>



第1章 事業の概要

1. 事業の背景と目的

(1) 事業の背景

都市公園及び緑地は、都市にうるおいとやすらぎを与えるとともに、レクリエーションやスポーツ、健康需要に対する機能、災害時には防災拠点としての機能など、様々な役割を持つことから、県では県民の多様なニーズに対応するため、県立都市公園を整備し、その維持管理に努めてきました。

しかし、太閤山ランドを含む県立都市公園は開園から相当の年月が経過し、施設の老朽化や県民ニーズの多様化により、利用者の少ないエリアや施設が増えており、都市公園の魅力向上と施設の更新・維持管理が課題となっています。

(2) 事業の目的

太閤山ランドでは、豊かな自然と広く開放された水辺空間で、県民の誰もが集い楽しめる公園を目指し、都市公園法に基づく公募設置管理制度（Park-PFI）を活用し、子供から大人まで誰もが楽しめるよう、民間活力による魅力あるアクティビティ施設（ジップライン）の導入を目的とします。

2. 公園の概要

【太閤山ランドの概要】

太閤山ランドは、県内最大の都市公園で、都市公園 100 選にも選定された 95.9ha の広域公園です。年間利用者数は、68 万人前後で推移しており、広い敷地内にトレランが走り、プール広場・バーベキューコーナー・展望塔などを有し、都市近郊で県民の誰もが集い楽しめるレクリエーションの場として利用されています。

しかし、昭和 58（1983）年 7 月に供用を開始してから約 40 年が経過しており、老朽化が進み利用が少なくなった設備のリニューアルや社会のニーズの変化に対応した新たなレクリエーション施設の導入が必要となっています。

表 1-1 公園概要（太閤山ランド）

項目	諸元
所在地	射水市黒川4774-6
公園種別	広域公園
面積	95.9ha
供用開始	昭和58(1983)年7月16日
開園時間	【開園時間】 9時～17時 (6月15日から9月15日までの期間において知事が定める期間にあっては、午前9時から午後6時まで) 【休園日】 ・毎週火曜日 ・祝日の翌日(祝日が金、土曜日の場合は月曜日) ・年末年始

既存施設等 ※有料施設	運動施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ファミリースポーツプラザ ・スポーツ広場 ・テニスコート ・ローラースケート場 ・ふるさとパレス
	緑地等施設	入口広場、水辺の広場、中央広場、いきいき広場、ピクニック広場
	レクリエーション施設	バーベキューコーナー、わんぱくの丘、プール広場
	キャンプ施設	—
	駐車場	全3箇所、総数1,407台分
	その他施設	展望塔、 <u>野外劇場</u> 、こどもみらい館、太閤山荘、紫陽庵、ドッグラン
交通・アクセス		<ul style="list-style-type: none"> ・小杉駅から約4km ・北陸自動車道小杉ICから約3km ・最寄りのバス停：太閤山ランド
敷地条件に関する特記事項		埋蔵文化財の包蔵地、国有地の無償貸付あり
無償貸与の有無		—
都市計画上の位置づけ		(射水市)市街化調整区域 用途指定なし
建ぺい率		建築面積：22,350㎡ 建ぺい率：2.33%
管理運営状況	指定管理者	公益財団法人富山県民福祉公園
	指定管理期間	令和6年度まで
	管理運営内容	施設管理業務 企画・自主事業（あじさい祭り、ハロウィンフェスタ、自然観察会など）
PFI導入状況		—
所在地人口		射水市：89,048人 ※令和3(2021)年12月末現在
その他		—

出典：太閤山ランド公園HP、射水市HP（人口）、富山県資料

3. 事業範囲、事業の内容等

(1) 事業範囲

事業者には、太閤山ランドにおいて、以下の業務を行っていただきます。

- ① 公募対象公園施設の設置及び管理運営業務
- ② 特定公園施設の設計業務
- ③ 特定公園施設の建設業務
- ④ 特定公園施設の譲渡業務
- ⑤ 特定公園施設の管理運営業務

(2) 公募対象区域

公募対象は、「図 1 - 1 公募対象区域の位置図」に示すAエリア（約 88,600 m²）を対象とした区域です。

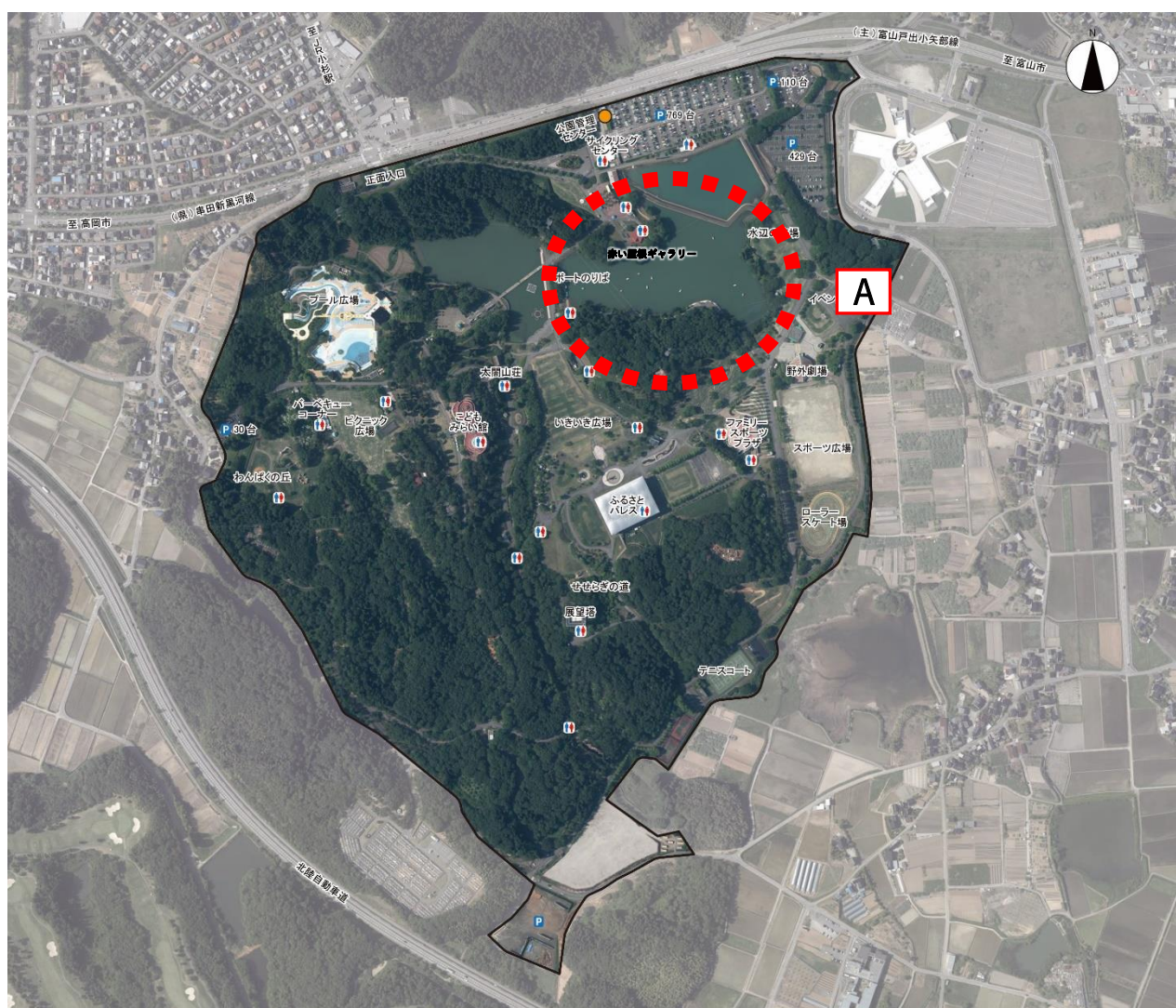
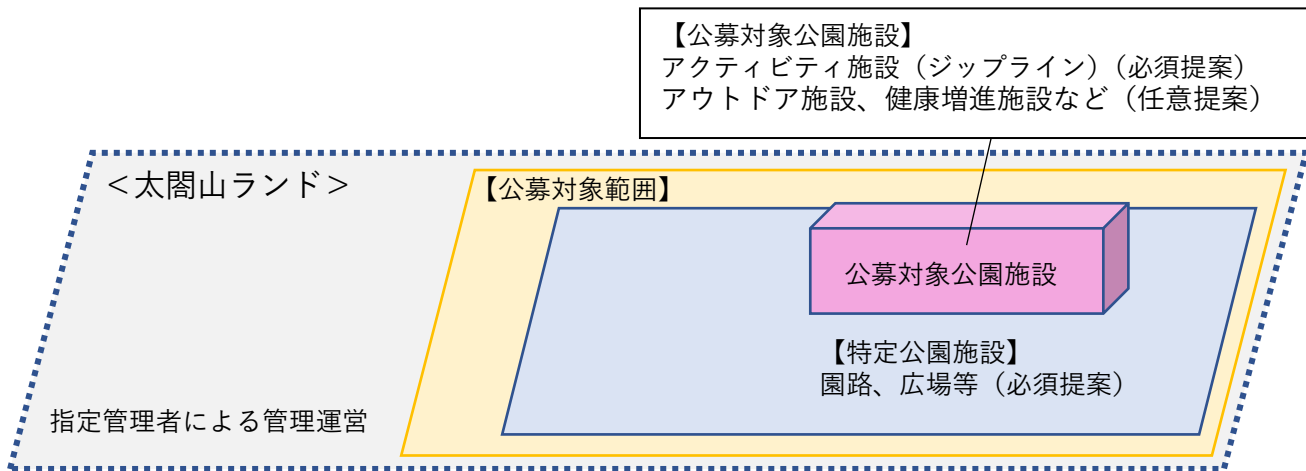


図 1 - 1 公募対象区域の位置図

(3) 事業イメージと費用及び役割分担

①事業イメージ



②認定計画提出者が行う内容、費用負担及び役割分担表

認定計画提出者が行う内容、費用負担及び役割分担表は表1-2に示すとおりとします。

表1-2 認定計画提出者が行う内容、費用負担及び役割分担表 【費用負担及び役割分担】

項目		公募対象公園施設		特定公園施設
		必須	任意	必須
提案		アクティビティ施設（ジップライン）	アウトドア施設、健康増進施設など 賑わい向上に資する施設	園路、広場等の公園の利便性を向上する施設
整備 (計画・設計・工事まで)	実施主体	認定計画提出者		認定計画提出者
	費用負担	認定計画提出者		認定計画提出者及び県 ※県の提示上限額の範囲内で提出者が提案した額を県が負担
	県と認定計画提出者との関係	基本協定により認定計画提出者が設置許可を受けて整備		認定計画提出者が整備し、施設の譲渡契約に基づき県へ譲渡
管理・運営	実施主体	認定計画提出者		認定計画提出者
	費用負担	認定計画提出者 ※公募設置計画に定められた使用料を負担		認定計画提出者
	県と認定計画提出者との関係	設置許可		管理許可
	財産管理	認定計画提出者		県

※公募対象公園施設の任意施設であっても、有料施設としない場合は特定公園施設としても提案可能です。

(4) 事業の流れ

① 公募設置等予定者の選定

県は、応募者が提出した公募設置等計画の審査を行い、公募設置等予定者を選定します。

② 公募設置等計画の認定

県は、公募設置等予定者の提出した公募設置等計画について、公募対象公園施設の場所を指定して、当該公募設置等計画が適当である旨の認定をします。

なお、県は、必要に応じ、公募設置等予定者との協議により、公募設置等計画を一部変更したうえで認定する場合があります。

また、県は、当該認定をした日、認定の有効期間、公募対象公園施設の場所を公示します。

公募設置等計画の認定後、公募設置等計画は認定計画となり、公募設置等予定者は認定計画提出者となります。

③ 基本協定の締結

認定計画提出者は、公募設置等計画に基づき、県との間で協議の上、事業実施条件や認定計画提出者の権利・義務等を定めた「基本協定」を締結します。

④ 公募対象公園施設の設置、管理運営

認定計画提出者には、都市公園法第5条に基づく設置管理許可により、公募対象公園施設の設置、維持管理及び運営を行っていただきます。

⑤ 特定公園施設の建設、県への譲渡

特定公園施設に係る建設は、認定計画提出者の負担（費用の一部を県で負担する場合がある）において実施し、建設後は県に無償で譲渡していただきます。

⑥ 特定公園施設の管理運営

特定公園施設の引渡しが終了した時点において、都市公園法第5条に基づく管理許可により、認定計画提出者において管理運営していただきます。

⑦ 事業終了

事業終了後は、公募対象公園施設の解体・撤去を行っていただきます。

(5) 公募に当たっての各エリアの考え方

① エリアの考え方

- ・既存の豊かな緑や水のある景観や環境を活かし、公園の魅力を向上させるレクリエーション施設として、樹林地の中で遊べるアクティビティ施設（ジップライン）の提案をお願いします。
- ・公募対象区域の中で公募対象公園施設と特定公園施設を自由に提案してください。
- ・なお、提案にあたっては認定計画提出者が施設を設置し、管理する区域を明示してください。管理する区域は、想定する事業に応じて公募対象公園施設及び特定公園施設の設置場所より広くご提案頂いても構いません。

a) 公募対象区域

- ・A エリア：約 88,600 m²

b) 求める機能

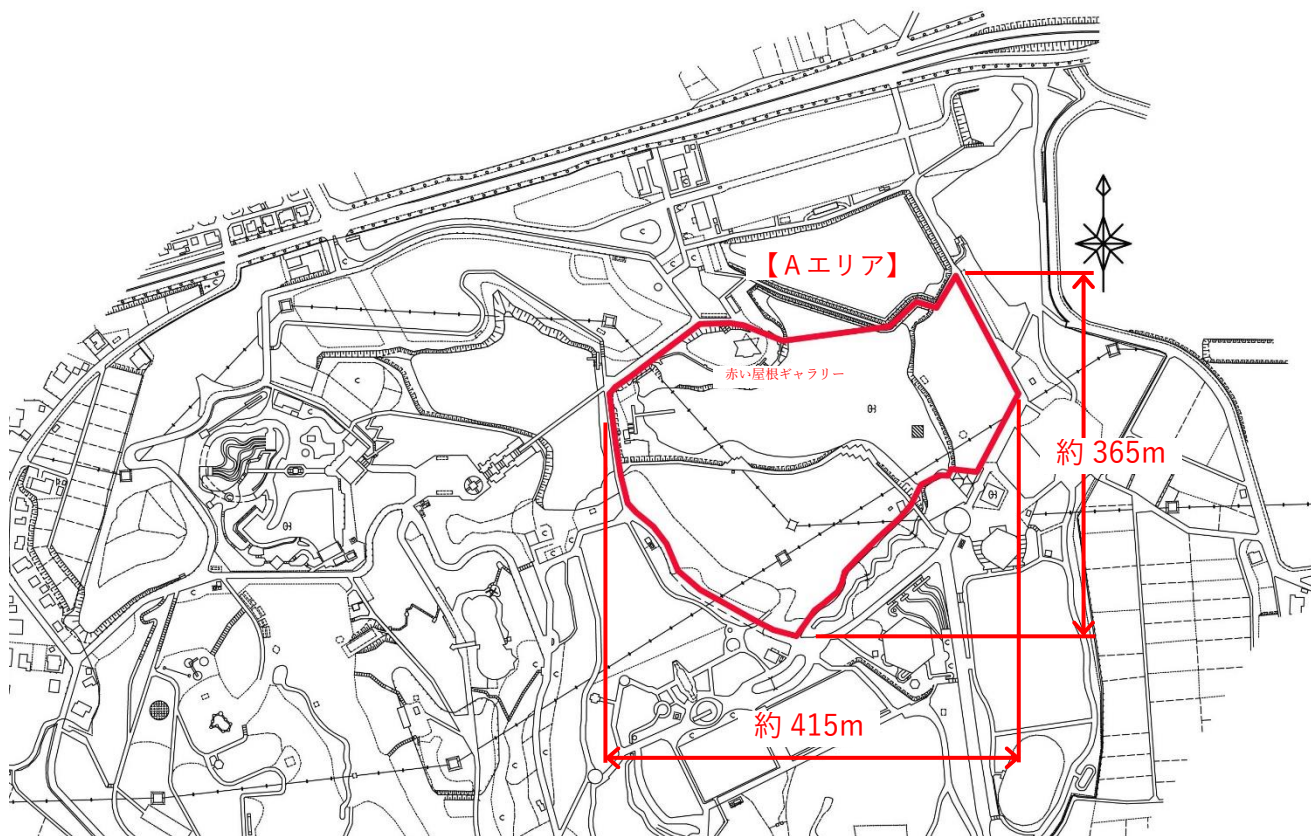
- ①子どもから大人まで、体を楽しく動かすことでリフレッシュでき、にぎわいも創出できる遊戯機能
- ②広大な自然を生かしたリラックスできる空間と非日常的な体験を提供し、心休まる贅沢な時間を提供するアウトドア機能

c) 公募対象公園施設

- ・ 必須条件：アクティビティ施設（ジップライン）
- ・ 任意条件：アウトドア施設、健康増進施設など賑わい向上に資する施設
- ・ 配置：【図面】のとおり

d) 特定公園施設

- ・ 必須条件：園路、広場等の公園の利便性を向上する施設
- ・ 配置：【図面】のとおり



【図面】

(6) 太閤山ランドに係る主な制限

・ 用地に関する制限

埋蔵文化財の包蔵地に係る制限、国有地の無償貸付区域に係る制限があります。（参考資料4、5参照）

第2章 公募対象公園施設等の設置に係る事項

1. 公募対象公園施設

(1) 公募対象公園施設の種類

公募対象公園施設は、都市公園法第5条の2第1項及び都市公園法施行規則第3条の3に規定されている運動施設・休養施設などであって、当該施設から生じる収益を特定公園施設の建設に要する費用に充てることが認められるものとし、公園施設に該当しないものは認められません。

(2) 公募対象公園施設の建設に関する事項

- ① 公募対象公園施設の規模、数量、配置等は、認定計画提出者の提案によりますが、都市公園が一般公衆の自由な利用に供される公共施設であることを鑑みた提案としてください。
- ② 必須提案であるアクティビティ施設（ジップライン）の設置に伴い、既存の四阿・ベンチ・遊具などは認定計画提出者の負担にて撤去又は移設してください。なお、撤去及び移設場所については、県と協議の上、決定します。
- ③ 「赤い屋根ギャラリー」（参考資料2）を公募対象公園施設としてリニューアルする場合は、認定計画提出者の負担にて整備してください。ただし、施設内のトイレ等を一般の公園利用者に開放し利便性、快適性を向上させるために行う改修や、施設の屋根に太陽光発電施設等の再エネ発電施設を設ける場合には、特定公園施設としてその費用の一部を県が負担することができるものとします。
- ④ 遊戯施設を設置する場合は、『都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂第2版）』（国土交通省）を踏まえ、『遊具の安全に関する規準（JPFA-SP-S:2014）』（一般社団法人日本公園施設業協会）を遵守してください。また、設置する遊具施設が、前述の指針及び規準に適合範囲外の場合でも、公的機関の認証制度等により安全性が証明できる施設としてください。
- ⑤ 施設の設計にあたっては、ユニバーサルデザインに配慮し、「富山県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例（平成24年9月28日条例第51号）」「富山県民福祉条例（平成8年9月27日条例第37号）」に基づいた設計としてください。
- ⑥ 施設の設計にあたって、施設のデザイン、高さ、配置等は景観や周辺環境と調和した設計としてください。
- ⑦ 周辺施設の立地や現在の公園利用者の動線等を考慮し、機能的で安全な公園利用者の動線を確保してください。なお、既設の園路等を公募対象公園施設の設置に伴い付け替える場合は、認定計画提出者の負担にて整備してください。
- ⑧ 施設の設置にあたり、できる限り現在の樹木を保全又は移植するよう努めてください。やむを得ず伐採が必要となる場合は、県と協議してください。
- ⑨ 屋外に表示又は設置している既存の案内サイン（園内案内図）について、県と協議の上、認定計画提出者の負担において板面表示を公募対象公園施設及び特定公園施設等整備後のものに更新してください。
- ⑩ 施設に必要なインフラ（電気、上水、汚水排水等）は、別添2のインフラ概要図、別添3のインフラ平面図を参照のうえ、必要に応じて各インフラ管理者と協議を行い、認定計画提出者の負担にて整備してください。本公園の既設の各インフラの容量等に支障がない場合は、これらから分岐できるものとし、分岐した場合は、子メーターの設置等により、当該公募対象公園施設の使用料を区分できるようにしてください。
- ⑪ 施設の建設にあたっては、都市公園法、建築基準法、消防法、その他関係法令の規定に適合するものとし、関係機関等への届出や検査など必要な手続きを遅滞なく行ってください。

- ⑫ 屋外照明施設を設置する場合は、「都市公園技術標準解説書（令和元年度版）」に基づき、設置してください。
- ⑬ 認定計画提出者は公募対象公園施設の設計図書、工事工程表を県に提出し、内容について確認を受ける必要があります。なお、設計の内容が提案内容と相違する場合や公園利用者の安全性・利便性の観点から修正を求める場合があります。
- ⑭ やむを得ない理由により、提案内容を変更する必要性が生じた場合は、県と協議の上、提案趣旨を逸脱しない範囲で変更できるものとします。
- ⑮ 公募対象公園施設の設置対象地は、埋蔵文化財包蔵地及び国有地の無償貸付区域に含まれています。詳細については、県に確認してください。

(3) 公募対象公園施設の管理運営に関する事項

- ① 公募対象公園施設の運営にあたっては、都市公園が一般公衆の自由な利用に供される公共施設であることを鑑みた提案としてください。
- ② 公募対象公園施設は、公園利用者の利便性や周辺環境を考慮し、本公園の開園日時を基本として、各施設の立地に応じた営業時間により運営を行ってください。
- ③ 年間を通じ、円滑な管理運営が可能な従業員の配置体制とするとともに、災害・事故発生時の危機管理に対応できる管理運営体制としてください。
- ④ 冬期に営業を休止する場合は、休止中の施設の管理・保全方法や連絡体制等についても提案してください。
- ⑤ 駐車場は既存箇所を利用することを原則としますが、使用にあたっては、指定管理者との調整が必要となります。
- ⑥ アルコール飲料の提供は可能とします。
- ⑦ 公募対象公園施設を利用した公園利用者から出たゴミ等はできる限り認定計画提出者側で処理してください。
- ⑧ 本公園の指定管理者と連携し、公園の魅力向上に努めてください。
- ⑨ 当該施設の整備計画及び営業日時、時間等の運営方針については、公募設置等計画の認定前に地元自治会等へ説明を行ってください。説明方法や対象については県と協議してください。

(4) 公募対象公園施設の場所

公募対象公園施設の設置が可能な場所は< Aエリア > 【図面】(P6) に示す整備対象区域内とします。

なお、他の公園施設に影響が無い範囲で公募対象区域外の提案も可能とします。

(5) 設置又は管理の開始の時期

公募対象公園施設の設置管理許可は基本協定締結（2024年4月頃）以降となる予定です。

(6) 公募対象公園施設の使用料の額の最低額

公募対象公園施設の使用料の最低額は以下のとおりです。年間使用料及び対象面積を提案してください。

なお、対象面積には建築物の範囲以外に、カフェ等を設置した際のオープンテラスなど公募対象公園施設の利用者しか利用できない部分の面積も含めます。また、許可面積の決定にあたっては、協議を経て、認定計画提出者から最終的な計画内容を提出いただき、県が精査のうえ決定するものとします。

公募対象公園施設の設置許可使用料単価の最低額	91 円/㎡・年
公募対象公園施設の管理許可使用料単価の最低額	[赤い屋根ギャラリー：延面積 288.8 ㎡)を管理する場合] 3,262 円/㎡・年

認定計画提出者は、公募設置等計画に記載した使用料の額を県に納付していただきます。

$$\text{※公園使用料} = \text{事業期間} \times \text{年額公園使用料} \times \text{対象面積}$$

ただし、設置・管理許可使用料については、現在条例改正中であり、条例で定める使用料の額が認定公募設置等計画に記載した使用料の額を上回った場合、条例等で定める使用料の額を適用することになります。

設置許可使用料は、年度ごとに県が発行する納入通知書により支払っていただきます。原則として、設置許可時又は設置許可更新時に当該年度分を支払っていただき、次年度以降は県の指定する期日までに1年分を支払っていただきます。

【面積の考え方】

公募対象公園施設の設置許可の面積については施設の投影面積及び公募対象公園施設の利用者のみを使用することのできる園路・広場等の面積とします。公募対象公園施設利用者以外が利用可能な周辺の樹林地内の園路や広場等については設置許可の対象としません。なお、許可面積の決定にあたっては、協議を経て、認定計画提出者から最終的な計画内容を提出いただき、県が精査のうえ決定するものとします。

面積の考え方 (例)

	パターンA	パターンB	パターンC
凡例 ■ 公募対象公園施設 (建築物、遊戯施設) ■ 公募対象公園施設の利用者のみ利用可能なエリア ■ 特定公園施設 (園路、広場、ベンチ等) ■ 樹林地管理エリア			
遊戯施設の形態	有料エリアを設定し、その中に遊具等を設置	コースをめぐるアスレチック型施設	建築物内に遊具等を設置
設置管理許可面積 (公募対象公園施設)	青色 ※有料エリアの面積	青色+黄色 ※遊具と遊具間をつなぐ園路やロープ (人の通る幅程度) の投影面積	黄色 ※建築物の面積

(7) 事業内容等の変更

認定計画提出者が、基本協定書に基づく事業の実施内容を変更する場合は、県と協議を行った上で、県の承諾を得て、事業の内容を変更することができます。なお、開業後の事業内容の変更は、原則、設置管理許可及び管理許可の更新時とします。また、新たな公募対象公園施設の導入にあたっては、都市公園法第5条の6第2項第1号及び第2号で規定する基準に適合する場合に限り、変更を行うことができます。

2. 特定公園施設

(1) 特定公園施設の建設に関する事項

1) 特定公園施設の整備範囲について

特定公園施設の整備範囲は、＜Aエリア＞【図面】(P6)に示す整備対象区域内とします。
なお、他の公園施設に影響が無い範囲で公募対象区域外の提案も可能とします。

2) 特定公園施設の設計・工事について

- ① 特定公園施設は、公募対象公園施設の利用者以外の公園利用者も利用でき、交流、憩い、休息等の場となるよう提案してください。
- ② 地球温暖化対策として、既存公園施設の屋根等上部空間に設ける太陽電池発電施設等の再エネ発電施設の導入についても、特定公園施設の対象とします。
- ③ 特定公園施設の整備に要する費用は、掛かる費用の9割までを上限に、県で負担します。整備した施設は整備後、県へ無償で譲渡していただきます。

特定公園施設の県の負担上限額：57,600千円（消費税含む。）

※本県が負担する金額に対しては、県議会における予算可決が前提であることに加え、「官民連携型賑わい創出事業（社会資本整備総合交付金）」を活用する予定です。そのため本交付金の対象とならない施設等は、本県の費用負担の対象としません。

- ④ 県に譲渡された特定公園施設は、管理許可により認定計画提出者に運営していただくこととなります。
- ⑤ 施設の設計にあたっては、ユニバーサルデザインに配慮し、「富山県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例（平成24年9月28日条例第51号）」「富山県民福祉条例（平成8年9月27日条例第37号）」に基づいた設計としてください。
- ⑥ 遊戯施設を設置する場合は、『都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂第2版）』（国土交通省）を踏まえ、『遊具の安全に関する規準（JPFA-SP-S:2014）』（一般社団法人日本公園施設業協会）を遵守してください。
- ⑦ 施設の設計にあたっては、施設のデザイン、高さ、配置等は周辺環境と調和した設計としてください。
- ⑧ 認定計画提出者は特定公園施設の設計図書、工事工程表を県に提出し、内容について確認を受ける必要があります。なお、設計の内容が提案内容と相違する場合、修正を求めることがあります。
- ⑨ やむを得ない理由により、提案内容を変更する必要がある場合は、県と協議の上、提案趣旨を逸脱しない範囲で変更できるものとします。

(2) 特定公園施設等の管理運営について

- ① 特定公園施設等の管理運営費用は、認定計画提出者にすべて負担していただくこととします。公園利用者の安全面や衛生面に配慮した適切な管理運営方法を提案してください。なお、特定公園施設等の維持管理は、年間を通して実施してください。
- ② 植栽管理など、指定管理者が行う方が効率的・一体的に管理できるものは、協議によるものとします。
- ③ 特定公園施設に関する公園施設管理許可に係る公園使用料は、免除とします。ただし、有料の施設を設置する場合は、その限りではありません。

第3章 応募資格及び応募手続き等

1. 公募への参加資格等

(1) 応募資格

応募者は法人（個人での応募はできません。）又は法人のグループであって、次の全ての条件を満たすものとします。

- ① 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産の申立て等を受けている団体でないこと。
- ② 当該法人の設立根拠法に規定する解散又は清算の手続きに入っている法人でないこと。
- ③ 最近の2年間において、法人税、固定資産税、消費税、地方消費税、県税及び市町村税の滞納がないこと。
- ④ 直近決算において債務超過でないこと。
- ⑤ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、本県から入札の参加者資格を取り消されていないこと。
- ⑥ 本県から指名停止措置を受けていないこと。
- ⑦ 役員に破産者及び禁固以上の刑に処せられている者がいないこと。
- ⑧ 次に掲げる暴力団排除措置事由に該当しないこと。
 - ア. 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定するものをいう。以下同じ。）若しくはそれらの利益となる活動を行う団体であるとき、又はこれらに当たらなくなった時から5年が経過していないとき。
 - イ. 役員が暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員若しくはこれに準ずる者（以下「暴力団関係者」という。）であるとき、暴力団関係者が経営に実質的に関与しているとき、又はこれらに当たらなくなった時から5年が経過していないとき。
 - ウ. 役員が、自社、自己もしくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしているとき。
 - エ. 役員が、暴力団又は暴力団関係者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与しているとき。
 - オ. 役員が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
 - カ. 役員が、暴力団関係者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているとき。
- ⑨ 選定委員会の委員が経営又は運営に直接関与している法人ではないこと。

(2) グループ応募

本公園のサービスの向上並びに業務の効率的な実施を図るうえで必要な場合は、複数の法人（以下「グループ」という。）が共同して応募することができます。この場合は、次の事項に留意して申請してください。

- ① グループにより応募をする場合は、グループの名称を設定し、代表となる法人を選定すること。なお、代表となる法人以外は、当該グループの構成団体として扱います。また、公募設置等計画の受付以降は、代表となる法人又は構成団体の変更を行うことはできません。
- ② グループ応募については、誓約書（様式5（グループ提案用））、委任状（様式6（グループ提案用））、役員名簿（様式7（グループ提案用））を提出してください。

(3) 応募条件

1) 複数応募の禁止

- ア. 応募法人は、他の応募グループの代表法人又は構成法人となることはできません。
- イ. 同時に複数の応募グループにおいて、応募グループの代表法人又は構成法人となることはできません。

(4) 提供情報

	資料等	備考	配布方法
指針	公募設置等指針		H P 掲載
提出様式	公募説明会参加申込書	様式 1	H P 掲載
	応募登録申込書	様式 2	H P 掲載
	質問書	様式 3	H P 掲載
	応募辞退届	様式 4	H P 掲載
	誓約書	様式 5	H P 掲載
	委任状 (グループ提案用)	様式 6	H P 掲載
	役員名簿	様式 7	H P 掲載
	財務状況表	様式 8	H P 掲載
	設計実績を証する書類	様式 9	H P 掲載
	建設工事実績を証する書類	様式 10	H P 掲載
	管理運営実績を証する書類	様式 11	H P 掲載
	公募設置等計画等	様式 12~21	H P 掲載
参考資料	公園平面図	参考資料 1	H P 掲載
	赤い屋根ギャラリー平面図	参考資料 2	H P 掲載
	インフラ概要図	参考資料 3	H P 掲載
	埋蔵文化財包蔵地位置図	参考資料 4	H P 掲載
	国有地貸付位置図	参考資料 5	H P 掲載
	公園現況写真	参考資料 6	H P 掲載
	基本協定書 (案)	参考資料 7	H P 掲載

(5) 事業破綻時の措置

認定された公募設置等計画の有効期間内に認定計画提出者による事業が破綻した場合、都市公園法第 5 条の 8 に基づき、認定計画提出者は県の承認を得て別の事業者により事業を承継することができます。承継しない場合は、認定計画提出者の負担により公募対象公園施設等を解体・撤去し、更地返還していただく必要があります。なお、認定計画提出者が更地返還を行わない場合、県は、認定計画提出者に代わり施設の解体・撤去を行い、その費用を認定計画提出者へ請求します。

2. スケジュール

公募及び事業のスケジュールは、以下のように予定しています。

公募設置等指針公表	令和5年11月6日(月)
公募説明会申込期間	11月6日(月)から11月13日(月)まで
公募説明会	11月15日(水)
質問書受付期間	11月6日(月)から11月22日(水)まで
質問書回答	12月4日(月)
応募登録申込書受付期間	11月6日(月)から12月11日(月)まで
公募設置等計画受付期間	令和6年1月5日(金)から1月11日(木)まで
プレゼンテーションと評価(選定委員会)	2月上旬
選定結果通知	2月中旬
選定結果公表	2月下旬
公募設置等計画の認定	3月下旬
基本協定の締結	4月中旬

3. 応募手続き

(1) 公募設置等指針の公表

公募設置等指針を下記の期間、県のホームページに掲載しますので、ダウンロードして入手してください。

【HP アドレス】 <https://www.pref.toyama.lg.jp/kouen/toshikouen.html>

【掲載期間】 令和5年11月6日(月)から令和6年1月11日(木)まで

(2) 公募設置等指針等説明会

公募設置等指針等説明会を以下のとおり開催します。説明会に参加をされる方は、申し込みが必要となりますので、期日までに様式1「公募説明会参加申込書」に必要事項を記入の上、下記によりお申込みください。

【説明会】

日時：令和5年11月15日(水) 14時から16時まで

集合場所：太閤山ランド公園管理センター(住所：富山県射水市黒河4774-6)

※集合後、現地をご案内する予定です。

【参加申込み方法】

申込期間：令和5年11月6日(月)から令和5年11月13日(月)まで

申込先 E-mail：atoshikeikaku@pref.toyama.lg.jp

メール件名は【公募説明会参加申込】としてください。

メールに様式1「公募説明会参加申込書」を添付してください。

【留意事項】

- ・説明会への参加は、1者2名以内とし事前申込制とします。
- ・多数の参加希望者があった場合は、開催場所及び開催時刻等の変更を行うことがあります。
- ・説明会当日には、本実施要領は配布しませんので、各自持参してください。
- ・説明会への参加は公募への参加の条件ではありません。

(3) 質問及び回答

公募に関する質問を下記により受け付けます。なお、法人グループで提案する場合の質問は、代表者が取りまとめて行ってください。

【質問受付期間】

令和5年11月6日（月）から令和5年11月22日（水）まで

【受付方法】

様式3「質問書」に質問を記入の上、Eメールにてご送付ください。

送付先：E-mail：atoshikeikaku@pref.toyama.lg.jp メール件名は【公募質問シート送付】としてください。

【質問に対する回答】

質疑に対する回答は、メールにて返信するとともに富山県ホームページに随時掲載します。

(4) 応募登録

事業に応募される方は、必ず応募登録してください。

応募登録は、応募法人又は応募グループに限ります。個人での応募登録は出来ません。応募グループで公募設置等計画の提出を予定されている場合は、応募グループのうち1者が代表して応募登録を行ってください。なお、公募設置等計画の受付時までは、応募登録をした法人が存在する場合に限り、グループの構成を変更することは可能です。

応募登録は、次のとおり行ってください。

使用様式：様式2「応募登録申込書」

申込期限：令和5年11月6日（月）から令和5年12月11日（月）まで

受付場所：富山県土木部都市計画課区画整理・公園係
（富山県庁防災危機管理センター8階）

提出方法：受付場所へ持参もしくは郵送（令和5年12月11日（月）必着）

(5) 応募辞退

応募登録後に参加を辞退する場合は、応募辞退届（様式4）に必要事項を記入の上、電子メールにより提出してください。また、必ず電話による受信確認をしてください。

(6) 公募設置等計画等の受付

【申込み方法】

公募設置等計画等を以下のとおり受け付けます。

公募設置等計画等は、以下の注意事項及び公募設置等計画等関係書類一覧に従って提出してください。なお、受付期間内に受付場所に到達しなかった公募設置等計画は受理しません。

使用様式：「公募設置等計画等関係書類一覧」の通り

受付期間：令和6年1月5日（金）9時から
令和6年1月11日（木）17時まで

提出方法：受付場所に持参

※事前に「事務局」まで電話にて連絡後、県と受付時間を調整の上、ご持参ください。

受付場所：富山県土木部都市計画課区画整理・公園係
(富山県庁防災危機管理センター8階)

【公募設置等計画等作成の注意事項】

1) 一般事項

- ・公募設置等計画等の提出は、1応募者につき1提案とします。
- ・提出書類の言語は日本語とし、単位はメートル法、通貨は日本国通貨を使用してください。
- ・関係法令及び条例を遵守し、かつ本公募設置等指針に記載された条件を満足するとともに、関係機関へ必要な協議確認を行ったうえで、提出書類を作成してください。
- ・提出書類の作成及び提出に必要な諸費用は応募者の負担とします。
- ・提出書類の提出後の変更は、原則として認めません。
- ・必要に応じて、提出書類一覧に記載以外の書類の提出を求める場合があります。
- ・提出書類については、A4縦型パイプ式ファイル（左2点綴じ）に綴じ込み、目次、頁数及びインデックスを付け、分かりやすさ、見やすさに配慮してください。
- ・A4縦型パイプ式ファイルの背表紙には、「太閤山ランド公募設置等計画」、応募者名及び正副の別について、縦書きで記載してください（テプララベル等でも可）。

2) 誓約書、応募参加資格関連書類及び応募資格関係書類（様式5～11）

- ・A4判縦、白黒片面印刷として提出してください。

3) 公募設置等計画（様式12～21）

- ・A4判縦、片面印刷、左2点綴じとし、頁数を付して提出してください。書体はMS明朝、10.5ポイントを標準としてください。ただし、イメージパース及び各図面、投資・収支計画については、A3折込としてください。
- ・明確かつ具体的に記述してください。分かりやすさ、見やすさに配慮し、必要に応じて図、表、写真、スケッチ等を適宜使用してください。

4) 電子データ

- ・提出書類一式を電子データ化したものをCD-R又はDVD-Rにて1部提出してください。
- ・データはPDF形式とし、原則として文字は画像化されたものではなく、テキスト情報を含むものとしてください。
- ・法人登記簿謄本等、テキスト情報を含むことが困難なものについては、画像化されたもので構いません。
- ・全ての電子データについて、提出前に、最新のウイルス定義ファイルに更新し、ウイルスチェックをしてください。

公募設置等計画等関係書類一覧

提出書類	様式	提出部数	
		正	副
1. 誓約書等			
(1) 誓約書	様式 5	1 部	1 部
(2) 委任状	様式 6	1 部	1 部
2. 応募参加資格関連書類（応募グループにあっては、代表法人及び構成法人のすべてについて提出）			
(1) 定款又は寄付行為の写し	様式自由	1 部	1 部
(2) 法人登記簿謄本及び印鑑証明各種証明書	各種証明書	1 部	1 部
(3) 役員名簿	様式 7	1 部	1 部
(4) 法人税、固定資産税、消費税、地方消費税、県税及び市町村税の各証明書 ※未納がない証明でもよい。	各種証明書	1 部	1 部
(5) 財務諸表「貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書（純資産変動計算書）、キャッシュ・フロー計算書（作成している法人のみ）、注記等」（直近3年間）の写し ※有価証券報告書を提出している場合は該当箇所の写しでもよい。 ※連結財務諸表作成会社については、連結財務諸表、単体財務諸表 ※公益法人等の場合は、これらに準ずる財務諸表	関係法令に定める様式	1 部	1 部
(6) 事業報告書・事業計画書等（直近3年間） ※有価証券報告書を提出している場合は該当箇所の写しでもよい。	関係法令に定める様式	1 部	1 部
(7) 財務状況表（直近3年間）	様式 8	1 部	1 部
(8) 実績を証する書類 ※実績がない事業者は除く。	様式 9～11	1 部	10 部
3. 公募設置等計画			
(1) 事業の概要 ①事業の実施方針 ②事業の実施体制 ③事業計画 ④施設の配置計画 ⑤スケジュール	様式 13 様式 14	1 部	10 部
(2) 公募対象公園施設の整備計画 ①公募対象公園施設の構造 ②公募対象公園施設の建設に関する事項 ③公募対象公園施設の施工計画 ④建築一般図（施設配置平面図、各階平面図、立面図、断面図、求積図）	様式 15	1 部	10 部

⑤イメージパース（施設外観パース、施設内観パース）			
（３）公募対象公園施設の管理運営計画 ①公募対象公園施設の管理運営計画の概要 ②公募対象公園施設の種類、場所、詳細 ③公募対象公園施設の管理運営に関する事項 ④公募対象公園施設の管理運営の期間	様式 16	1 部	10 部
（４）特定公園施設の整備計画 ①特定公園施設の概要 ②特定建設施設の建設に関する事項 ③特定建設施設の施工計画 ④建設一般図（施設配置平面図、平面図、立面図、断面図、求積図） ⑤イメージパース（施設外観パース）	様式 17	1 部	10 部
（５）特定公園施設の管理運営計画 ①特定公園施設の管理運営計画の概要 ②特定公園施設の種類、場所 ③特定公園施設の管理運営に関する事項 ④特定公園施設の管理運営の期間	様式 18	1 部	10 部
（６）各公園施設に関わる投資計画および収支計画	様式 19	1 部	10 部
（７）公募対象公園施設の使用料の提案額	様式 20	1 部	10 部
（８）特定公園施設の整備に関する県負担額の提案額	様式 21	1 部	10 部

【応募書類の取扱い】

①著作権の帰属

応募書類の著作権は応募者に帰属するものとします。ただし、公募設置等予定者等の選定結果の公表等に必要な場合には、県は応募書類の著作権を無償で使用できるものとします。

②応募書類の返却

応募書類は理由の如何を問わず、返却いたしません。

③費用負担

応募に関する費用は、すべて応募者の負担とします。

④応募の辞退

応募書類提出後に辞退する場合は、応募辞退届（様式 4）を提出してください。

（７）事務局

富山県土木部都市計画課区画整理・公園係担当：岩崎、明嵐

所在地：〒930-8501 富山県富山市新総曲輪 1-7（防災危機管理センター 8 階）

TEL: 076-444-3348 FAX:076-444-4421

E-mail: atoshikeikaku@pref.toyama.lg.jp

4. 受付時間

公募設置等計画等の受付を含め、すべての事務取扱は、午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時までとします。（ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除く。）

5. 審査方法等

(1) 審査の流れ

①第一次審査（審査）

- ア 応募法人等が資格等を満たしているか
- イ 公募設置等計画の内容が法律、条例等に違反していないか
- ウ 公募設置等計画が本指針に照らし適切なものであること、公募対象公園施設が都市公園法第5条第2項各号のいずれかに該当するものであること（詳細は次のとおり）
 - ウ-1 公募設置等計画が本指針で示した目的や場所等と適合していること
 - ウ-2 記載すべき事項が示されていること

※誤字・脱字・記載誤り・計算誤り等の内容の変更を伴わず提案内容への影響が軽微なもので、事務局の修正・補正要求に応じられるものは、提案書の一部差し替え等の修正を認めます。

※失格となった提案の応募法人又は応募グループの代表法人には、その旨を文書で通知します。

②第二次審査（評価）

第一次審査を通過した提案について、「富山県都市公園公募対象公園施設設置等予定者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において、表3-1で示す評価の基準に沿って審査します。応募者には、選定委員会において、提案内容に関するプレゼンテーションを実施していただきます。プレゼンテーションの日時、場所等は、後日、事務局から連絡しますが、以下のとおり実施することを想定しています。

- ・発表 : 20分
- ・質疑応答 : 20分
- ・参加人数 : 6名まで（1応募法人又は1応募グループにつき）

※プレゼンテーション用の資料は、公募設置等計画等に記載している内容のみで作成してください。公募設置等計画等に記載がない（新たな提案等）内容については評価を行いません。

※プレゼンテーションの際、パワーポイントなどを使用することができます。ただし、プレゼンテーションで使用するパソコンは提案者で用意してください。プロジェクター、スクリーン、HDMI端子ケーブルは富山県で用意するものを使用してください。

※動画、模型を用いたプレゼンテーションは不可とします。

(2) 選定委員会

県は公募設置等計画等の審査にあたり、選定委員会を設置します。

選定委員会では、応募者から提出された公募設置等計画等について表3-1の評価項目、内容に基づき審査を行い、最優秀提案及び次点提案を選定します。

選定委員会の委員は以下のとおりです。

氏名 ※五十音順・敬称略	役職等	専門分野等
奥 敬一	富山大学学術研究部芸術文化学系教授	風景学・造園
久保田 善明	富山大学都市デザイン学部教授	都市計画・まちづくり
堀 仁志	公認会計士	経営・財務
町田 誠	一般財団法人 公園財団 常務理事、 元国土交通省公園緑地課課長	全国事例に精通
渡邊 美保子	職藝学院教授・景観アドバイザー	県景観アドバイザー

(3) 評価基準

県は、提出された公募設置等計画について、以下の評価項目に沿って評価を行います。

表3-1 評価基準

評価項目	評価の視点	配点
事業の実施方針 【様式13-①④】	<ul style="list-style-type: none"> 公園の特性を踏まえ、公園の魅力向上と公園利用者の利便性向上に繋がる考え方となっているか 公園全体の魅力向上や地域との連携に関する方針は適切か 	15
事業の実施体制 【様式8】 【様式9～11】 【様式13-②】 【様式14】	<ul style="list-style-type: none"> 構成団体の財務体質は健全か 各法人等の役割分担が適切であり、十分な業務実績を有しているか 職員等の配置、能力が適格であり、適切な実施体制が確保されているか 緊急時における適切な実施体制が確保されているか 	15
施設の整備計画 【様式13-⑤】 【様式15】 【様式17】	<ul style="list-style-type: none"> 施設整備の基本的な考え方、施設の配置、デザイン、設計等が公園のコンセプトに合致しており、魅力向上や利便性の向上に寄与するものであるか 施設（建物、外構、看板等）の配置やデザインが、自然環境に配慮した魅力的な景観形成に資するものであるか 動線や他の公園施設との連携への配慮は適切か バリアフリー、ユニバーサルデザインに対応した施設となっているか 安全性・防犯性への配慮は適切か・施設整備の工程は適切か 施設整備の工程は適切か 特定公園施設の提案が、公園利用者の利便性向上に資するも 	35

	のとなっているか	
施設の管理運営計画 【様式16】 【様式18】	<ul style="list-style-type: none"> ・公園の魅力向上や利用者サービスの向上に寄与する管理運営計画となっているか ・公園利用者の安全・安心に配慮した管理運営計画となっているか ・高齢者、小さな子供を連れた家族、障がい者及び要介護者の方々の利用への配慮は適切か ・公園指定管理者と連携する取組の提案が優れているか ・周辺環境への配慮は適切か ・災害時の危機管理に対応した管理運営が可能な計画となっているか ・持続的に運営可能な計画となっているか ・円滑な管理運営が可能な従業員の配置体制及び連絡体制が確保されているか 	30
事業計画 【様式13-③】 【様式19】	<ul style="list-style-type: none"> ・確実性のある資金調達計画となっているか ・収支計画は、施設整備及び管理運営計画と整合性があり、実現性の高いものとなっているか ・社会情勢の変化等の不測の事態発生時のリスク管理等の計画は適切か 	15
プレゼンテーション	<ul style="list-style-type: none"> ・提案内容、プレゼンテーションの内容全般にわたり、内容が分かりやすく的確で説得力があるか。また、質問に対する回答が的確か 	5
価格審査 【様式20】 【様式21】	<ul style="list-style-type: none"> ・特定公園施設の整備に要する費用について評価 ・特定公園施設の整備に要する費用のうち、県が負担する割合について評価 ・公募対象公園施設に係る使用料の額について評価 	10
合計		125

【その他 加点要素】

評価項目	評価の視点	配点
サウンディング調査に参加	令和4年度に実施したサウンディング調査に参加した代表申請者が、応募法人及び応募グループの代表法人または構成員となっている場合に、一律加点	2
地元企業の参画	応募法人及び応募法人の代表法人または構成員のうち、一社以上が県内に本社・支社・支店を置く場合に、一律加点	3

(4) 結果通知

選定結果は、速やかに応募法人及び応募グループの代表法人に文書にて通知することとし、電話等による問い合わせには応じません。また、選定結果は、審査講評（概要）とあわせて、県ホームページに掲載することにより公表します。

(5) 選定委員会の委員への接触の禁止等

応募法人等が、最優秀提案及び次点提案選定前までに、選定委員会の委員に対して、本事業提案について接触を行った場合は、失格となります。

また、本指針配布日から設置等予定者決定通知日までは、応募法人等に限りならずいかなる者からの提案内容、審査内容等に関する問い合わせには、お答えできません。

(6) 無効又は失格

以下の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがあります。

- ① 計画書等の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかったとき
- ② 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- ③ 計画書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- ④ 虚偽の内容が記載されているもの
- ⑤ 「第3章1.(1)応募資格」のいずれかの条件を欠いたとき
- ⑥ その他、選定委員会で協議の結果、審査を行うに当たって不適当と認められるもの

6. 公募設置等予定者等の決定

県は、選定された最優秀提案を提出した応募法人等を公募設置等予定者として、また、次点提案を提出した応募法人等を次点者として決定します。

公募設置等予定者の提出した公募設置等計画の認定に至らなかった場合、または公募設置等予定者と基本協定を締結するに至らなかった場合は、次点者が公募設置等予定者としての地位を取得します。

なお、評価点の満点の6割を下回った場合や公募の要件を満たさない場合など、審査の結果によっては、公募設置等予定者、次点者の一方又は両方について、該当者なしとする場合があります。

7. 公募設置等計画の認定

県は、公募設置等予定者が提出した公募設置等計画を認定します。これにより、公募設置等予定者は認定計画提出者となります。

認定に当たっては、必要に応じて県と設置等予定者との調整により、設置等予定者が提出した公募設置等計画を一部変更した上で、変更後の公募設置等計画を認定する場合があります。

なお、認定後、協議を進める中で、関係者等との協議が整わなかった場合などは、計画内容を変更していただく場合があります。

8. 認定公募設置等計画の変更

各種調査等の実施により認定公募設置等計画を変更せざるを得ない場合は、県と協議の上、都市公園法第5条の6第1項に基づき県の認定を受けていただく必要があります。

変更に当たっては、都市公園法第5条の6第2項第1号及び第2号で規定する基準に適合する場合に限り、変更の認定を行うことができます。

9. 契約の締結等

(1) 基本協定

県は、認定計画提出者（応募グループの場合は、代表法人及び構成法人の連名を予定）と本事業の実施に関する基本的事項を定めた基本協定を締結します。基本協定の案は参考資料7のとおりです。

(2) 公募対象公園施設等の設置管理許可等

認定計画提出者（応募グループの場合は、代表法人を予定）は、施設の工事着手前に、公募

対象公園施設及び特定公園施設の設置許可等を受け、認定計画提出者の負担において、建設、維持管理及び運営を行っていただきます。

認定計画提出者は、事業期間終了後（設置許可等を取り消し又は更新しない場合、認定計画提出者が事業を途中で中止する場合も含む。）に公園施設設置（管理）廃止届、原状回復届を提出し、公募対象公園施設を撤去し、更地にして県に返還していただきます。

ただし、県が次期事業者を選定し、認定計画提出者と次期事業者との間で、認定計画提出者が有する権利の譲渡が確実になされることが見込まれ、かつ、これらの譲渡について県が事前に同意した場合は、この限りではありません。なお、認定計画提出者が公募対象公園施設の撤去・更地返還を行わない場合、県は、認定計画提出者に代わり、施設の撤去等を行い、その費用を認定計画提出者へ請求します。

第4章その他

1. リスク分担に関する事項

(1) リスク分担

本事業の実施における主なリスクについては、以下の負担区分とします。なお、リスク分担に疑義がある場合、又はリスク分担に定めのない内容が生じた場合は、県と認定計画提出者が協議の上、負担者を決定するものとします。

リスクの種類	内容		負担者	
			富山県	認定計画提出者
応募リスク	応募費用の負担		－	○
法令等の変更	認定計画提出者が行う整備・管理運営業務に影響のある法令等の変更		協議事項	
第三者賠償	認定計画提出者が行う整備・管理運営業務において第三者に損害を与えた場合		－	○
物価	設置等予定者決定後のインフレ・デフレ		－	○
金利	設置等予定者決定後の金利変動		－	○
不可抗力 ※1	自然災害等による業務の変更、中止、延期、臨時休業	公募対象公園施設	－	○
		特定公園施設	－	○
資金調達	必要な資金調達		－	○
地中埋設物	予め想定し得ない地下埋設物の顕在化による対応費用の増加や工期の遅延等		○	－
	上記以外のもの		－	○
事業の中止・延期	県の責任による中止・延期		○	－
	認定計画提出者の責任による中止・延期		－	○
	認定計画提出者の事業放棄・破綻		－	○
申請コスト	各申請費用の負担		－	○
引継コスト	施設管理の引継ぎ費用の負担		－	○
施設競合	競合施設による利用者減・収入減		－	○
需要変動	当初の需要見込みと異なる状況		－	○
運営費の増大	県の責任による運営費の増大		○	－
施設の修繕等	公募対象公園施設	施設機器等の損傷等	－	○
	特定公園施設 ※2		－	○
債務不履行	県の協定内容の不履行		○	－
	認定計画提出者の事由による業務又は協定内容の不履行		－	○
性能リスク	県が要求する業務要求水準の不適合に関するもの		－	○
損害賠償	施設、機器等の不備による事項		－	○
	施設管理上の瑕疵による事項		－	○
警備リスク	認定計画提出者の警備不備による事項		－	○

運営リスク	施設、機器等の不備又は施設管理上の瑕疵並びに火災等の事故による臨時休業等	-	○
-------	--------------------------------------	---	---

※1 自然災害（台風、地震等）等不可抗力への対応とします。

ア 災害により施設が損傷した場合は、認定計画提出者で応急復旧を行ってください。

イ 公募対象公園施設、特定公園施設が復旧困難な被害を受けた場合は、県が認定計画提出者に対して当該施設に関する業務の停止を命じることがあります。

ウ 業務の一部又は全部の停止を命じた場合であっても、県は認定計画提出者の運営する公募対象公園施設及び特定公園施設の休業補償は行いません。

※2 不可抗力を除く事故・災害や経年劣化による大規模な修繕等が必要となる場合には、県と認定計画提出者が協議の上、その負担割合を決定します。

2. 業務の継続が困難になった場合等の措置

①認定計画提出者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合は、県は認定計画提出者の事業の全部若しくは一部を停止させることができます。この場合、認定計画提出者は、県に生じた損害を賠償するものとします。

②不可抗力その他県又は認定計画提出者の責めに帰することができない事由により事業の継続が困難となった場合には、県と認定計画提出者は事業の継続の可否について協議し、継続が困難と判断したとき、認定計画提出者の事業の停止を命ずることができるものとします。

3. 管理運営状況の報告等

①公募対象公園施設の管理運営開始後は、利用状況・決算状況等について、毎年度報告していただきます。

②なお、県は、公募対象公園施設の財務書類の提出及び説明を受けることができるものとし、必要に応じて、管理運営状況等の改善を求めることがあります。

③業務の質やサービスの向上を図ることを目的とした事業のセルフチェックの仕組み等についても検討してください。

4. その他

①選定されなかった申請者の提出書類は、公募設置等予定者等の公表後 90 日以内に限り、申請者からの請求及び費用負担により原本（正本・副本）を返却します。

②富山県情報公開条例の開示の請求があった場合は、同条例に基づき開示することがあります。

③「第3章1.（1）⑧」に該当するか否かについて、警察本部に照会を行う場合があります。